



北海道の少子化に関する提言

新型コロナウイルス感染症の影響下にある中での
少子化対策の推進について

北海道子どもの未来づくり審議会

はじめに

「北海道子どもの未来づくり審議会」(以下「審議会」という。)の子ども部会は、子どもが自ら意見を表明し、その意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、審議会から付託された事項に関して、子どもの視点からの意見を聴取することを目的に、平成17年7月に設置されました。

今年度は、道内各地の中学生及び高校生17名が、子ども部会委員として、7月28日、29日の2日間にわたり、「新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であっても、私たちが未来に希望を持って生活するために必要なこと」というテーマの下、3つのグループに分かれ、普段の学校・家庭生活の中で身近に感じていることや各自が調べてきたことなどの情報を持ち寄って議論を重ね、今後の北海道の少子化対策に必要と考える事項について、意見をまとめました。

今回の審議では、SNS等を活用した情報発信の推進のほか、差別や偏見をなくすための提案などがあり、若い世代ならではの柔軟かつ新しい発想が多く盛り込まれたと感じております。

これらの提言書の内容については、一般に公開していただくとともに、今後における北海道の少子化対策の推進に活用されることを大いに期待します。

令和3年(2021年)12月21日

北海道子どもの未来づくり審議会
会 長 松本 伊智朗

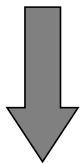
検 討 の 経 過

① 子ども部会への付託案件の決定

(令和3年(2021年)7月15日に今年度のテーマを決定)

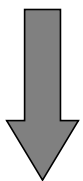
【付託案件】子どもの視点による少子化対策の推進について

(テーマ:「新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であっても、私たちが未来に希望を持って生活するために必要なこと」)

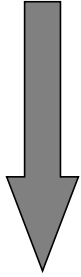


② 開催にあたる事前準備(5月～7月)

○少子化に関する資料の提供



③ 子ども部会(7月28日、29日) ※オンライン開催



- 「未来に希望を持つってどういうこと」(講義)
- 3グループに分かれて審議
「新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であっても、私たちが未来に希望を持って生活するために必要なこと」
- 進行役を中心に課題の解決に向けた討議

④ 提言書の作成

北海道の少子化に関する提言

【 検討テーマ 】

～ 子どもの視点による少子化対策の推進について ～

「新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であっても、
私たちが未来に希望を持って生活するために必要なこと」

- 令和3年(2021年)7月28日、29日の2日間にわたり、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、未来に希望を持って生活をするためにはどうすれば良いのかについて、子どもの視点で話し合いを行いました。
- その結果を踏まえ、次のとおり3つの提言項目をまとめましたので、今後の北海道の少子化対策に反映して下さるようお願いいたします。

【 提言項目 】

- 1 新型コロナウイルス感染症に対する不安があるので、収束の見込みや感染した時の苦しさや後遺症などの情報についても、発信してください。
- 2 誰もが新型コロナウイルス感染症に感染する可能性があるので、偏見や差別をせず、人を思いやる気持ちを持つことを周囲に伝えたい。学校などでも、差別や偏見についての教育をしてください。
- 3 コロナ禍でも地域や友人とのつながりを大切にし、自分たちでできることを考えて新たな挑戦をしたい。地元の商店やひとり親などコロナで苦しんでいる方々への支援をお願いします。

提言項目 1

新型コロナウイルス感染症に対する不安があるので、収束の見込みや感染した時の苦しさや後遺症などの情報についても、発信してください。

ね ら い

新型コロナウイルス感染症に関する不安の軽減を図りたい。

手 立 て

- (1) 行政に新型コロナウイルス等の正しい情報を公表してもらうことで、新型コロナウイルス感染症に対する不安を軽減させてほしい。
- (2) 未来に希望を持って生活できるように、新型コロナウイルス感染症に関する明るい見通しのある情報を公表してほしい。
- (3) 新型コロナウイルス感染症を軽視することのないよう、新型コロナウイルスに罹患した時の苦しさや後遺症などを周知することで、感染防止対策の徹底の重要性を伝えてほしい。

提言項目2

誰もが新型コロナウイルス感染症に感染する可能性がある
ので、偏見や差別をせず、人を思いやる気持ちを持つことを周囲に
伝えたい。学校などでも、差別や偏見についての教育をしてくだ
さい。

ね ら い

新型コロナウイルス感染症による偏見や差別をなくし、誰もが安心して暮ら
せる社会にしたい。

手 立 て

- (1) 人を思いやる気持ちを持ってもらうため、動画などを使って、自分も感染
するかもしれないということを伝えてほしい。
- (2) リボンなどを着用することで「差別しない」という意思を相手にもわかる
ように視覚化し、周囲に「差別をしない」ことを伝えられるようにしてい
きたい。
- (3) 子どもなど、もっと小さな頃から差別や偏見についての教育をしてほしい。
- (4) 差別や偏見について気軽に相談できる場所を作ってほしい。

提言項目3

コロナ禍でも地域や友人とのつながりを大切にし、自分たちでできることを考えて新たな挑戦をしたい。

地元の商店やひとり親などコロナで苦しんでいる方々への支援をお願いします。

ねらい

コロナ禍でも地域とのつながりを持ち、苦しんでいる方々を支援したい。

手立て

- (1) 希望のある未来に向けて、できることを自分たち（若い世代）で考えて、新たに挑戦をし、地域的话题をつくっていききたい。
- (2) コロナ禍でも友人や身近な人と疎遠にならないよう、SNS や手紙を活用して、近況報告を行ったり、意見交換をすることで、人と人とのつながりを維持できるようにしていきたい。
- (3) 地域で使用できる商品券などを発行して物を買うきっかけにしたり、ロボットの活用や宅配サービスを進めることで経済を発展させ、活気のある社会になってほしい。
- (4) コロナ禍で特に大変だったひとり親世帯など、経済的に苦しい方への支援をしてほしい。
- (5) 行動制限を要する時期であっても、少しでも楽しむために、インターネットでの買い物ができるお店や家の中でも外出したときと同様に楽しむことなどの情報を発信してほしい。

令和3年度（2021年度）北海道子どもの未来づくり審議会
子ども部会委員名簿

NO	区 分	選出地域	氏 名	学年	所属（在籍校）
—	審議会委員	—	のむら ひろゆき 野村 宏之	—	北海道社会福祉協議会
1	特別委員	空知	こすが あおい 小菅 あおい	中3	北竜町立北竜中学校
2	特別委員	石狩	なかがわ かのか 中川 佳音	高3	北海道大麻高等学校
3	特別委員	後志	くどう りう 工藤 りう	中3	喜茂別町立喜茂別中学校
4	特別委員	胆振	あかがわ たいが 赤川 大惟我	高3	北海道苫小牧工業高等学校
5	特別委員	日高	さとう まな 佐藤 愛	高3	北海道浦河高等学校
6	特別委員	渡島	なら さくら 奈良 さくら	高3	北海道大野農業高等学校
7	特別委員	檜山	さとう さくら 佐藤 さくら	中3	江差町立江差北中学校
8	特別委員	上川	おおやま こうき 大山 晃輝	高2	北海道旭川西高等学校
9	特別委員	留萌	ちゃたに こうき 茶谷 倅綺	中3	留萌市立留萌中学校
10	特別委員	宗谷	ひらおか はやと 平岡 隼	高3	北海道枝幸高等学校
11	特別委員	オホーツク	おいかわ うたね 及川 詩音	高2	北海道遠軽高等学校
12	特別委員	十勝	えじり しょうや 江尻 翔哉	高3	北海道池田高等学校
13	特別委員	釧路	たかく よしや 高久 欣也	中3	標茶町立標茶中学校
14	特別委員	根室	なかむら はな 中村 羽菜	中3	根室市立光洋中学校
15	特別委員	私立	まなべ りり 眞鍋 璃莉	高3	北海道科学大学高等学校
16	特別委員	私立	おおやぎ ひろと 大八木 啓翔	中3	札幌日本大学中学校
17	特別委員	特別支援	やまかわ さえ 山川 冴絵	高3	北海道札幌あいの里高等支援学校

北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会設置要綱

(設置目的)

第1条 北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例(平成16年北海道条例第90号)第28条の規定に基づき、子どもが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、子どもの意見が適切に社会に反映される環境を整備するため、北海道子どもの未来づくり審議会(以下「審議会」という。)から付託された事項に関し、子どもの視点により調査するなど意見を聴取することを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会子ども部会(以下「子ども部会」という。)を設置する。

(子ども部会の所掌事項)

第2条 子ども部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの視点による少子化対策の推進に関する事項を調査審議すること。
- (2) その他、審議会から付託された事項を調査審議すること。

(子ども部会の構成等)

第3条 子ども部会は、部会長、副部会長、部会委員をもって構成する。

- 2 部会委員(条例24条に規定する特別委員)は22名以内とし、道内の中学校又は高等学校に在籍する生徒のうちから、知事が任命する。
- 3 部会委員の任期は1年以内とする。
- 4 部会長は審議会委員の中から審議会会長が指名する。
- 5 副部会長は部会委員の互選により定める。

(職務)

第4条 部会長は、子ども部会の所掌事務を統轄する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

(関係者の出席)

第6条 部会長は、必要があると認めるときには、部会委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、部会長が審議会会長と協議の上、定める。

附 則

- この要綱は、平成17年7月4日から施行する。
この要綱は、平成18年6月9日から施行する。
この要綱は、平成21年2月16日から施行する。
この要綱は、平成28年4月8日から施行する。

第3章 北海道子どもの未来づくり審議会

（設置）

第22条 北海道における少子化対策を推進するため、知事の附属機関として、北海道子どもの未来づくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第23条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1） 知事の諮問に応じ、少子化対策の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、少子化対策の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

（組織）

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

（委員及び特別委員）

第25条 委員及び特別委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 少子化対策に関係する団体の役職員
- （3） 事業者（法人にあっては、その役職員）
- （4） 関係行政機関の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
- （5） 公募に応じた者
- （6） 前各号に掲げる者のほか、知事が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第26条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第27条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（部会）

第28条 審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について調査審議するものとする。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

（会長への委任）

第29条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。